

# 出産・子育て応援給付金と伴走型相談支援のご案内

子育て家庭に対して、妊娠期から出産・子育てまでを一貫した相談支援の充実を図るために、経済的支援とともに伴走型相談支援を行います。

伴走型相談支援とは、妊娠届出や出生届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援のことを言います。



**対象者：鈴鹿市に住民登録のある妊産婦**

## 妊娠届出をされた方

医療機関で妊娠届出をもらった方は、鈴鹿市子ども保健課（保健センター内こども家庭センター）で面談を実施し、アンケートに答えていただきます。

届出と同時に経済的支援のための手続きを行います。

申請には、妊婦本人の面談が必要のため、本人が来所して下さい。

持ち物：妊婦の通帳のコピーと顔写真付きの身分証明書のコピー  
マイナンバーカード・妊娠届出書（アンケート記入済）



## 妊娠8か月頃の面談（希望者のみ）

妊娠中の妊娠8か月を迎える前にアンケート用紙を郵送します。

アンケートを返送して頂き、ご希望の方には面談を実施します。

## 新生児訪問・未熟児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんのいるすべての家庭が対象です。訪問時期は、生後2～3か月頃です。

こんにちは赤ちゃん訪問員が、子育て情報を届けます。

事前にアンケートと日程について、個別通知があります。

アンケートの提出後、個別面談を実施します。

→経済的支援のための手続きを行いますので、訪問時に以下の書類をご用意ください。

提出物：申請者（産婦）の通帳のコピー・申請者（産婦）顔写真付きの身分証明書のコピー  
アンケート（記入済）



<お問い合わせ先> 鈴鹿市子ども保健課（保健センター内こども家庭センター）

☎059-382-2252 ☎059-382-4187 （平日 8:30～17:15）